

証券市場の健全性確保に向けた上場制度の整備等に伴う
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	5
3. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	12
4. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	14
5. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	15
6. 上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの 一部改正新旧対照表	16
7. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの 一部改正新旧対照表	18
8. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	21
9. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	26
10. 日経300株価指数連動型上場投資信託受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程 及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	31
11. 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	32

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議(自己株式の取得に係る会社法第156条第1項(同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による決議をいう。)、自己株式処分等決議(自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議(会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))をいう。))又は自己株式消却決議(自己株式の消却に係る会社法第178条第2項の規定による決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))をいう。))を行った場合には、その議事録の写し(会社法319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。))</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議(自己株式の取得に係る会社法第156条第1項(同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による決議をいう。)、自己株式処分等決議(自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議(会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))をいう。))又は自己株式消却決議(自己株式の消却に係る会社法第178条第2項の規定による決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))をいう。))を行った場合には、その議事録の写し(会社法319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。))</p>

ただし、Q-B o a r dへの上場を申請する新規上場申請者（以下「Q-B o a r dへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。

(6) の2 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

(7) ・ (8) (略)

(8) の2 新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の2第1項に規定する投資単位の水準への移行およびその維持に努める旨を確約した書面

(9) (略)

3～9 (略)

10 新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第7項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。）

(2) ～ (5) (略)

(6) 最近1年間における各事業年度の事業報告書（会社法第438条第1項に基づき定時株主総会に提出された計算書類をいう。）の写し

(7) 上場申請日の直前の事業年度に関する定時株主総会において会社法第156条第1項（同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による決議があった場合には、その議事録の写し

ただし、Q-B o a r dへの上場を申請する新規上場申請者（以下「Q-B o a r dへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。

(新設)

(7) ・ (8) (略)

(8) の2 新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の2第1項に規定する投資単位の引下げに努める旨を確約した書面

(9) (略)

3～9 (略)

10 新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第7項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し

(2) ～ (5) (略)

(6) 最近1年間における各事業年度の事業報告書（商法第283条に基づき定時総会に提出された書類をいう。）の写し

(7) 上場申請日の直前の決算期に関する定時株主総会において商法第210条の2第2項又は第212条の2第1項の規定による決議があった場合には、その議事録の写し

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第7条の4 株券又は優先出資証券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該株券又は優先出資証券の上場を承認した場合には、当該新規上場申請者のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し、当該報告書（その内容を記載した資料を含む。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場市場の変更)

第12条の2 (略)

2・3 (略)

4 第3条第2項（第1号、第5号及び第6号の2から第9号までに限る。）及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成18年12月25日から施行する。

2 改正後の第3条及び第12条の2の規定は、改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後申請を行う者から適用する。

3 施行日前に優先出資証券の上場申請を行った新規上場申請者は、改正後の第7条の4に規定する報告書を平成19年3月31日までに（同日までに本所が上場を承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第7条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該株券の上場を承認した場合には、当該新規上場申請者のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し、当該報告書（その内容を記載した資料を含む。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場市場の変更)

第12条の2 (略)

2・3 (略)

4 第3条第2項（第1号、第5号及び第7号から第9号までに限る。）及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

請者は、当該報告書（その内容を記載した資料を含む。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等)</p> <p>第1条の2 上場株券の発行者は、株券の投資単位が<u>5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めるものとする。</u></p> <p>2 本所は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合であって、本所が必要と認めるときは、当該発行者に対し<u>前項に規定する水準へ移行するよう投資単位の引下げを勧告することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(株式分割等に係る努力等)</p> <p>第1条の4 上場会社は、<u>株式分割等を実施する場合は、流通市場に混乱をもたらすことのないよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>本所は、上場会社が実施する株式分割等が、流通市場に混乱をもたらすおそれがあると認める場合には、その旨を公表することができる。</u></p>	<p>(投資単位の引下げに係る努力等)</p> <p>第1条の2 上場株券の発行者は、株券の投資単位が50万円未満となるよう、<u>株式分割又は単元株式数の減少による投資単位の引下げに努めるものとする。</u></p> <p>2 本所は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合であって、本所が必要と認めるときは、当該発行者に対し<u>株式分割又は単元株式数の減少による投資単位の引下げを勧告することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第2章 会社情報の適時開示等</p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないこ</p>	<p>第2章 会社情報の適時開示等</p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないこ</p>

とを決定した場合を含む。)

a～t (略)

u 上場会社又はその子会社の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与又は株式の発行

v～aj (略)

(2)・(3) (略)

(4) 当該上場会社の売上高、営業利益、経常利益若しくは純利益又は当該上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

(5) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（平成元年大蔵省令第10号。以下この項において「取引規制府令」という。）で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)～(2)の2 (略)

とを決定した場合を含む。)

a～t (略)

u 上場会社又はその子会社の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与

v～aj (略)

(2)・(3) (略)

(4) 当該上場会社の売上高、経常利益若しくは純利益又は当該上場会社の属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

(5) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを、第2号の2aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（平成元年大蔵省令第10号。以下この項において「取引規制府令」という。）で定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)～(2)の2 (略)

(3) 上場会社の子会社（施行令第27条の2各号に掲げる有価証券の発行者及び連動子会社に限る。）の売上高、営業利益、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社の子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

3～7 （略）

8 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、事業年度経過後3か月以内に、第1条の2第1項に規定する水準へ移行するための当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示しなければならない。

9 親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとする。以下この項において同じ。）を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、本所が定める親会社等に関する事項を開示しなければならない。

（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）

第4条の5 上場会社は、有価証券上場規程第7条の4に規定する報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面（その内容を記載した資料を含む。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 前項前段の場合において、当該変更の内容が本所が定める事項に関するものであるときに

(3) 上場会社の子会社（施行令第27条の2各号に掲げる有価証券の発行者及び連動子会社に限る。）の売上高、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社の子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

3～7 （略）

8 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示するとき、当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等について、併せて開示しなければならない。

9 親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとする。以下この項において同じ。）を有する上場会社は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに本所が定める親会社等に関する事項を開示しなければならない。

（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）

第4条の5 上場株券の発行者は、有価証券上場規程第7条の4に規定する報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該書面（その内容を記載した資料を含む。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 前項前段の場合において、当該変更の内容が本所が定める事項に関するものであるときに

は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく当該変更内容について記載した書面の提出を行うことができるものとする。

第4章 改善報告書の提出等

(第2章に係る改善報告書の提出)

第14条 本所は、上場有価証券の発行者が第2章の規定に基づく会社情報の適時開示等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書(以下「改善報告書」という。)の提出を求めることができる。

2 本所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該発行者に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることができる。

3 上場有価証券の発行者は、前2項の規定により改善報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善報告書の提出を行わなければならない。

4 本所は、上場有価証券の発行者が前項の規定により改善報告書を本所に提出した場合は、当該改善報告書を公衆の縦覧に供するものとする。

(改善状況報告書等の提出)

第14条の2 前条第3項(第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書(以下「改善状況報告

は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日以後遅滞なく当該変更内容について記載した書面の提出を行うことができるものとする。

第4章 改善報告書の提出

(第2章に係る改善報告書の提出)

第14条 本所は、上場有価証券の発行者が第2章の規定に基づく会社情報の適時開示等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

2 本所は、前項の規定により提出された報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該発行者に対してその変更を要請し、当該報告書の再提出を求めることができる。

3 上場有価証券の発行者は、前2項の規定により報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該報告書の提出を行わなければならない。

4 本所は、上場有価証券の発行者が前項の規定により報告書を本所に提出した場合は、当該報告書を公衆の縦覧に供するものとする。

(新設)

- 書」という。)の提出を行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本所は、前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場有価証券の発行者に対して、当該改善報告書の提出から5年が経過するまでの間、当該発行者の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めるときは、改善状況報告書の提出を求めることができる。
 - 3 上場有価証券の発行者は、前項の規定により改善状況報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善状況報告書の提出を行わなければならない。
 - 4 本所は、上場有価証券の発行者が第1項又は前項の規定により改善状況報告書を本所に提出した場合は、当該改善状況報告書を公衆の縦覧に供するものとする。
 - 5 前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、当該発行者の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
 - 6 本所は、次の各号に掲げる場合には、当該発行者に対して改善報告書の提出を求めることができる。
 - (1) 第1項又は第3項に規定する改善状況報告書を速やかに提出しない場合において、本所が相当の期間を設けて定める提出期限までに提出しないとき。
 - (2) 第1項又は第3項の規定により提出された改善状況報告書の内容が明らかに不十分であると本所が認める場合
 - (3) 前項の規定に基づく報告を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるとき。
 - 7 前条第2項から第4項までの規定は、前項の改善報告書について準用する。

(第3章に係る改善報告書の提出)

第15条 (略)

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の報告書について準用する。

(虚偽記載に関する注意勧告)

第16条 本所は、上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には、当該上場会社に対して注意勧告を行うことができる。

2 前項の注意勧告を行った場合には、本所はその旨を公表するものとする。

付 則

1 この改正規定は、平成18年12月25日からの施行する。

2 改正後の第2条第1項第4項の規定は、上場会社の営業利益又は当該会社の属する企業集団の営業利益について、平成19年3月1日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度（同日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあっては、当該中間会計期間又は中間連結会計期間）に係る決算の内容を開示した日以降に公表がされた予想値（当該予想値がない場合は、直近に公表がされた実績値）に比較して、当該上場会社が新たに算出した予想値又は当該事業年度の翌事業年度若しくは当該連結会計年度の翌連結会計年度（平成19年3月1日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあっては、同日以後終了する事業年度又は連結会計年度）の決算において差異が生じた場合から適用する。

3 改正後の第2条第2項第3号の規定は、上場会社の子会社の営業利益又は当該子会社の属す

(第3章に係る改善報告書の提出)

第15条 (略)

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(新設)

る企業集団の営業利益について、平成19年3月1日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度（同日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあっては、当該中間会計期間又は中間連結会計期間）に係る決算の内容を開示した日以降に公表がされた予想値（当該予想値がない場合は、直前に公表がされた実績値）に比較して、当該子会社が新たに算出した予想値又は当該事業年度の翌事業年度若しくは当該連結会計年度の翌連結会計年度（平成19年3月1日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあって、同日以後終了する事業年度若しくは連結会計年度）の決算において差異が生じた場合から適用する。

4 改正後の第2条第8項及び第9項の規定は、平成19年3月1日以後終了する事業年度の会社から適用する。

5 改正後の第14条の2の規定は、この改正規定施行の日以後に第14条第1項又は第2項の規定に基づき、本所より改善報告書の提出を求められた上場有価証券の発行者から適用する。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 委託者指図型投資信託の受益証券 次に掲げる書類</p> <p>a～f (略)</p> <p><u>g 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」</u></p> <p><u>h 幹事会員が作成した本所所定の確認書</u></p> <p><u>i (略)</u></p> <p>(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券 前号 a から <u>i</u> までに掲げる書類</p> <p>(3) 投資証券 次に掲げる書類。ただし、第4条第2項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合には第1号cに掲げる書類の提出を要しないものとし、第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合には第1号cからeまでに掲げる書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a 第1号aから<u>h</u>までに掲げる書類</p> <p>b～d (略)</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 委託者指図型投資信託の受益証券 次に掲げる書類</p> <p>a～f (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>g (略)</u></p> <p>(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券 前号 a から <u>g</u> までに掲げる書類</p> <p>(3) 投資証券 次に掲げる書類。ただし、第4条第2項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合には第1号cに掲げる書類の提出を要しないものとし、第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合には第1号cからeまでに掲げる書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a 第1号aから<u>f</u>までに掲げる書類</p> <p>b～d (略)</p> <p>3～8 (略)</p>
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当したときには、</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当したときには、</p>

直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券
第9条第1項第1号(a及びcを除く。)又は第2項(第1号を除く。)に該当した場合

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券
第9条第1項第2号(aを除く。)又は第2項(第1号を除く。)に該当した場合

(3) 投資証券
第9条第1項第3号(a及びcを除く)又は第2項(第1号を除く。)に該当した場合

4～7 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年12月25日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている不動産投資信託証券から適用する。

直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券
前条第1項第1号(a及びcを除く。)又は第2項(第1号を除く。)に該当した場合

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券
前条第1項第2号(aを除く。)又は第2項(第1号を除く。)に該当した場合

(3) 投資証券
前条第1項第3号(a及びcを除く)又は第2項(第1号を除く。)に該当した場合

4～7 (略)

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の停止)</p> <p>第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 規程第28条第1号に掲げる場合の当該株券の売買の停止は、原則として、<u>当該併合又は分割等の効力発生の日の4日前の日</u>から当該併合又は分割等の効力発生の日の前日までとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年12月25日から施行する。</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 規程第28条第1号に掲げる場合の当該株券の売買の停止は、原則として、<u>株券提出期間満了の日の3日前の日</u> (<u>株券提出期間満了の日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日</u>) から当該併合又は分割等の効力発生の日の前日までとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除く。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(i) (略)</p> <p>(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第11号a前段又は同号b前段(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。)に該当する場合(これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。)。ただし、同基準第2条第11号a後段又は同号b後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>(k)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年12月25日から施行する。</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除く。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(i) (略)</p> <p>(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第11号a前段若しくは同号b前段(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。)に該当する場合又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合</p> <p>(k)～(n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>次の各号に掲げる株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14.（2）の規定は適用しない。）</p> <p>（1） 上場会社が他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券 <u>吸収合併がその効力を生ずる日</u></p> <p>（2） 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号の規定により上場される株券 <u>吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日</u></p> <p>（3） 上場会社が他の上場会社等を完全子会社とする株式交換を行うことにより発行する株券 <u>株式交換がその効力を生ずる日</u></p> <p>（4） （略）</p> <p>（5） 上場会社が株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号の規定により上場される当該他の会社の株券 <u>株式移転がその効力を生ずる日</u></p>	<p>次の各号に掲げる株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領14.（2）の規定は適用しない。）</p> <p>（1） 上場会社が他の上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券 <u>合併期日。</u></p> <p>（2） 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号の規定により上場される株券 <u>前号に定める日。ただし、新設合併の場合において、合併期日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日</u></p> <p>（3） 上場会社が他の上場会社等を完全子会社とする株式交換を行うことにより発行する株券 <u>株式交換の日</u></p> <p>（4） （略）</p> <p>（5） 上場会社が株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号の規定により上場される当該他の会社の株券 <u>株式移転期日。ただし、株式移転期日から</u></p>

(6) 上場会社が他の上場会社等から事業を承継する人的分割に伴い発行する株券

吸収分割がその効力を生ずる日

(7) 上場会社が人的分割である新設分割により会社を設立する場合又は人的分割である吸収分割により他の会社に事業を承継させる場合においてその分割前の上場申請又は株券上場審査基準第4条第3項第3号若しくは第6条第2項第3号の規定により上場される当該設立された会社又は事業を承継した会社の株券

新設分割がその効力を生ずる日

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年12月25日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に伴う上場日の取扱いについては、なお従前の例による。

起算して4日目の日以後に株式移転の登記を行う場合は、株式移転登記日の2日前の日

(6) 上場会社が他の上場会社等から事業を承継する人的分割に伴い発行する株券

分割期日

(7) 上場会社が人的分割である新設分割により会社を設立する場合又は人的分割である吸収分割により他の会社に事業を承継させる場合においてその分割前の上場申請又は株券上場審査基準第4条第3項第3号若しくは第6条第2項第3号の規定により上場される当該設立された会社又は営業を承継した会社の株券

前号に定める日。ただし、新設分割の場合において、分割期日から起算して4日目の日以後に分割の登記を行う場合は、分割登記日の2日前の日

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第1条の2 <u>(望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等)</u> 第2項関係 (1)・(2) (略)</p>	<p>1. 第1条の2 <u>(投資単位の引下げに係る努力等)</u> 第2項関係 (1)・(2) (略)</p>
<p>1. の2の2 <u>第1条の4 (株式分割等に係る努力等) 関係</u> <u>(1) 第1項に規定する「株式分割等」とは、株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更をいう。</u> <u>(2) 第2項に規定する「流通市場への混乱をもたらすおそれがある」かどうかの認定については、株式分割等の比率、株式分割等実施後の投資単位その他の株式分割等の態様等を総合的に勘案して行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>1. の3 第2条 (会社情報の開示) 第1項関係 (1)～(3) (略) (4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからfまでに掲げる区分に応じ当該aからfまでに掲げることとする。 a (略) <u>aの2 営業利益</u> <u>新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値) で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下 (公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)</u> であること。</p>	<p>1. の3 第2条 (会社情報の開示) 第1項関係 (1)～(3) (略) (4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからfまでに掲げる区分に応じ当該aからfまでに掲げることとする。 a (略) (新設)</p>

b～d (略)

dの2 企業集団の営業利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

e・f (略)

2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第3号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからcまでに掲げる区分に応じ当該aからcまでに掲げることとする。

a (略)

aの2 営業利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

b・c (略)

15. 第16条(虚偽記載に関する注意勧告)関係

株券上場審査基準の取扱い2.(7)a(虚偽記載)の規定は、第16条の場合に準用する。

b～d (略)

(新設)

e・f (略)

2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第3号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからcまでに掲げる区分に応じ当該aからcまでに掲げることとする。

a (略)

(新設)

b・c (略)

(新設)

付 則

この改正規定は、平成18年12月25日から
施行する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 事業活動の停止</p> <p>a (略)</p> <p>b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、<u>合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前</u>（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日</p> <p>イ <u>本所の上場株券</u></p> <p>ロ 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号の規定の適用を受け、同基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合<u>における当該株券</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 上場会社が、(a)及び前(b)に規定する事由以外の事由により解散する場合（前<u>(7)</u> bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当該上場</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 事業活動の停止</p> <p>a (略)</p> <p>b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、<u>次のいずれかに該当する場合は、原則として合併に係る株券提出期間満了の日の3日前</u>（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日<u>（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）</u></p> <p>イ <u>他の上場会社（既に国内の他の証券取引所の上場会社となっている非上場会社を含む。）に吸収合併される場合</u></p> <p>ロ 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号の規定の適用を受け、同基準第4条第3項第1号又は第6条第2項第1号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 上場会社が、(a)及び前(b)に規定する事由以外の事由により解散する場合（前<u>(6)</u> bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当該上場</p>

会社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(9) ・ (10) (略)

(11) 上場契約違反等

第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項(同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。)に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項(同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。)に規定する改善報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。

(b) ・ (c) (略)

b 本所が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項又は同規則第14条の2第6項の規定により上場会社に対して改善報告書の提出を求めることが必要と認めた場合で、当該上場会社が過去5年以内に同項に規定する改善報告書を2回提出しているとき。

c a又は前bのほか、本所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項又は同規則第14条

会社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(9) ・ (10) (略)

(11) 上場契約違反等

第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a 上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項に規定する報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第3条の2第2項に規定する書面又は同規則第14条第3項に規定する報告書を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。

(b) ・ (c) (略)

b 本所が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項の規定により上場会社に対して報告書の提出を求めることが必要と認めた場合で、当該上場会社が過去5年以内に同項に規定する報告書を2回提出しているとき。

c a又は前bのほか、本所が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項の規定により報告書

の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

(12) (略)

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日

(a) 本所の上場株券

(b) 株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号の規定の適用を受け、同各号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券

(削る)

b (略)

(14) (略)

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第1

の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況が改善される見込みがないと認める場合

(12) (略)

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 次のいずれかに該当する場合は、原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）

(a) 上場会社が他の上場会社を完全親会社とする株式交換を行う場合

(b) 上場会社が非上場会社を完全親会社とする株式交換を行う場合であって、株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号の規定の適用を受け、当該非上場会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのあるとき。

(c) 上場会社が株式移転を行う場合であって、株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号の規定の適用を受け、当該株式移転により設立される会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのあるとき。

b (略)

(14) (略)

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第1

0条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の4日前の日

b (略)

4. 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからeまでに該当する銘柄については、当該aからeまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第8号（第2条の2第4号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.（8）

bの（a）に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

b (略)

c 第2条第15号（第2条の2第4号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.（13）aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

d 第2条第18号（第2条の2第4号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.（1

0条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）

b (略)

4. 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからeまでに該当する銘柄については、当該aからeまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第8号（第2条の2第4号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.（8）

bの（a）に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）に上場廃止する。

b (略)

c 第2条第15号（第2条の2第4号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.（13）aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日（株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日）に上場廃止する。

d 第2条第18号（第2条の2第4号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.（1

5) a の規定に該当する銘柄

原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

e (略)

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年12月25日から施行する。

5) a の規定に該当する銘柄

原則として、株式の取得に係る株券提出期間満了の日の3日前の日 (株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日) に上場廃止する。

e (略)

(2) (略)

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 定義の取扱い（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「不動産投信特例」という。）第2条<u>関係</u>） （1）・（2）（略）</p>	<p>1. 定義の取扱い（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「不動産投信特例」という。）第2条）<u>関係</u> （1）・（2）（略）</p>
<p>2. 上場申請の取扱い（不動産投信特例第3条<u>関係</u>） （1）～（3）（略）</p>	<p>2. 上場申請の取扱い（不動産投信特例第3条）<u>関係</u> （1）～（3）（略）</p>
<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条<u>関係</u>） （1）～（12）（略）</p>	<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条）<u>関係</u> （1）～（12）（略）</p>
<p>4. 上場申請のための提出書類の公衆縦覧の取扱い（不動産投信特例第7条<u>関係</u>） 第7条に規定する本所が定める書類は、次に掲げる書類とする。 （1）・（2）（略）</p>	<p>4. 上場申請のための提出書類の公衆縦覧の取扱い（不動産投信特例第7条）<u>関係</u> 第7条に規定する本所が定める書類は、次に掲げる書類とする。 （1）・（2）（略）</p>
<p>5. 新不動産投資信託証券の上場等の取扱い（不動産投信特例第8条<u>関係</u>） （1）・（2）（略） （3） 次のa又はbに掲げる投資証券の上場日は、当該a又はbに定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。 （aに定める投資証券については、前（2）の規定は適用しない。） a 上場投資法人（上場投資証券の発行者である投資法人をいう。以下同じ。）が他の上場投資法人を吸収合併することにより発行する投資証券</p>	<p>5. 新不動産投資信託証券の上場等の取扱い（不動産投信特例第8条）<u>関係</u> （1）・（2）（略） （3） 次のa又はbに掲げる投資証券の上場日は、当該a又はbに定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。 （aに定める投資証券については、前（2）の規定は適用しない。） a 上場投資法人（上場投資証券の発行者である投資法人をいう。以下同じ。）が他の上場投資法人を吸収合併することにより発行する投資証券</p>

吸収合併がその効力を生ずる日

b 第4条第2項各号の規定により上場される投資証券

吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日

6. 上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の取扱い（不動産投信特例第9条関係）

(1)～(6) (略)

(7) 第5項に規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じる」とは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで、第4条から第4条の3まで、第6条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条から第16条までに定めるところに準じることをいうものとする。

7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条関係）

(1)～(8) (略)

8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い（不動産投信特例第12条関係）

(1)～(10) (略)

(10)の2 第2項第10号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a 上場不動産投資信託証券の発行者等が、第9条第5項の規定に基づき上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第3項（同規則第14条の2

合併期日

b 第4条第2項各号の規定により上場される投資証券

前aに定める日。ただし、新設合併の場合において、合併期日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

6. 上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の取扱い（不動産投信特例第9条）関係

(1)～(6) (略)

(7) 第5項に規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じる」とは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで、第4条から第4条の3まで、第6条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条、第14条及び第15条に定めるところに準じることをいうものとする。

7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条）関係

(1)～(8) (略)

8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い（不動産投信特例第12条）関係

(1)～(10) (略)

(10)の2 第2項第10号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a 上場不動産投資信託証券の発行者等が、第9条第5項の規定に基づき上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第3項に準じて行う報告書の

第7項で準用する場合を含む。)に準じて行う改善報告書の提出又は第10条第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該発行者等に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第3項(同規則第14条の2第7項で準用する場合を含む。))に規定する改善報告書に準じた改善報告書の提出又は第10条第2項に規定する書面の提出を行わない場合には、第10号に該当することとなること。

(b)・(c) (略)

b 本所が、第9条第5項の規定に基づき上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項又は同規則第14条の2第6項に準じて上場不動産投資信託証券の発行者に対して改善報告書の提出を求めることが必要と認められた場合で、当該者が過去5年以内に同項に規定する改善報告書に準じた改善報告書を2回提出しているとき。

c 本所が、第9条第5項の規定に基づき上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項又は同規則第14条の2第6項に準じて上場不動産投資信託証券に係る発行者等のうち発行者以外の者に対して改善報告書の提出を求めることが必要と認められた場合で、当該者が過去5年以内に同項に規定する改善報告書に準じた改善報告書を2回提出しているとき。

提出又は第10条第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該発行者等に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第3項に規定する報告書に準じた報告書の提出又は第10条第2項に規定する書面の提出を行わない場合には、第10号に該当することとなること。

(b)・(c) (略)

b 本所が、第9条第5項の規定に基づき上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項に準じて上場不動産投資信託証券の発行者に対して報告書の提出を求めることが必要と認められた場合で、当該者が過去5年以内に同項に規定する報告書に準じた報告書を2回提出しているとき。

c 本所が、第9条第5項の規定に基づき上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項に準じて上場不動産投資信託証券に係る発行者等のうち発行者以外の者に対して報告書の提出を求めることが必要と認められた場合で、当該者が過去5年以内に同項に規定する報告書に準じた報告書を2回提出しているとき。

d a、b又は前cのほか、本所が、第9条第5項の規定に基づき上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項又は同規則第14条の2第6項に準じて改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、不動産投資信託証券に関する情報の開示の状況が改善される見込みがないと認める場合

(11)～(15) (略)

9. 上場廃止前の取扱い（不動産投信特例第13条関係）

(1)・(2) (略)

10. 上場手数料及び年賦課金の取扱い（不動産投信特例第14条関係）

上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、3.(1)の規定はこの10.に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3.(8)の規定はこの10.に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

(1)～(4) (略)

11. 有価証券上場規程の読替えの取扱い（不動産投信特例第15条関係）

第15条の規定により不動産投資信託証券について読み替えて適用する有価証券上場規程第6条に規定する「本所が定める金額」は、有価証券上場規程に関する取扱要領11.(1)にかかわらず、100万円とする。

d a、b又は前cのほか、本所が、第9条第5項の規定に基づき上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項に準じて報告書の提出を求めたにもかかわらず、不動産投資信託証券に関する情報の開示の状況が改善される見込みがないと認める場合

(11)～(15) (略)

9. 上場廃止前の取扱い（不動産投信特例第13条関係）

(1)・(2) (略)

10. 上場手数料及び年賦課金の取扱い（不動産投信特例第14条関係）

上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、3.(1)の規定はこの10.に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3.(8)の規定はこの10.に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

(1)～(4) (略)

11. 有価証券上場規程の読替えの取扱い（不動産投信特例第15条関係）

第15条の規定により不動産投資信託証券について読み替えて適用する有価証券上場規程第6条に規定する「本所が定める金額」は、有価証券上場規程に関する取扱要領11.(1)にかかわらず、100万円とする。

付 則

この改正規定は、平成18年12月25日から

施行する。	
-------	--

**日経300株価指数連動型上場投資信託受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 受益証券特例第6条第3項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第8条(有価証券の作成に係る部分に限る。)、第11条の2、第14条から第16条に定めるところによることをいうものとする。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年12月25日から施行する。</p>	<p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 受益証券特例第6条第3項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第8条(有価証券の作成に係る部分に限る。)、第11条の2、第14条及び第15条に定めるところによることをいうものとする。</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5. 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される銘柄については、<u>原則として、吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して4日前の日</u></p> <p>g・h (略)</p> <p>i 社債券以外の債券の発行者の合併による解散により第8条第1項に該当することとなった銘柄については、<u>原則として、吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年12月25日から施行する。</p>	<p>5. 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される銘柄については、<u>分割期日から起算して4日前の日</u></p> <p>g・h (略)</p> <p>i 社債券以外の債券の発行者の合併による解散により第8条第1項に該当することとなった銘柄については、<u>合併期日</u></p>